

MIRAIO FC 運 営 規 約

第1条 (目的)

本規約は、MIRAIO FC (以下「当クラブ」という。)における運営に必要な事項を定め、もって当クラブにおける趣旨の実現に向けて資することを目的とする。

第2条 (登録資格)

- 1、サッカーを含めたスポーツを行うにあたり、健康状態に不安のないこと。
- 2、賛助会員を含めた親権者、保護者の同意のあること。
- 3、登録希望者の親権者及び保護者が満6歳～満12歳迄の児童をもつ特定非営利活動法人 ONE PIECE の賛助会員であること。
- 4、お預かりした個人情報を”特定非営利活動法人 ONE PIECE” が”株式会社 DG Life Design” の運営する連絡システムを使用して管理する事に同意があること。

第3条 (費用)

- 1、登録者には次の費用を負担するものとする。

(1) MIRAIO FC 登録費：5,200円 (初回のみ) ※毎年度ではありません。

(2) 年会費 (年度制)：5,800円 (小学1・2年生)・7,800円 (小学3・4年生)・9,800円 (小学5・6年生)

[内訳]

- ・スポーツ安全保険 (傷害保険) 加入費：800円/年度 (毎年4月～3月) ※全学年対象

※スポーツ安全保険はスポーツ安全協会が毎年度に定めた金額とします。

- ・中野区サッカー連盟 選手登録費：300円 (毎年4月～3月) ※全学年対象

但し区外に在住の登録者に限り選手登録の選択を任意とします。

※選手登録費は中野区サッカー連盟が毎年度に定めた金額とします。

- ・東京都サッカー協会 選手登録費：1,000円/年度 (毎年4月～3月) ※小学3年生～小学6年生

※選手登録費は東京都サッカー協会が毎年度に定めた金額とします。

- ・運営補助費：4,700円 (小学1・2年生)・5,700円 (小学3・4年生)・7,700円 (小学5・6年生)

※運営補助費は、グラウンド賃料・活動用具・チーム登録費・大会参加費・その他に充当します。

※大会参加費は、中野区スポーツ少年団・中野区サッカー連盟・東京都サッカー協会の大会に限ります。

※その他の大会に参加する際には別途、大会参加費をお預かりします。

(3) ユニフォーム費用：29,600円 (ホーム&アウェイ) ※ユニフォーム費用の1部は寄附金として運営に充当します。

- 3、当クラブ登録者1名につき保護者及び親権者が特定非営利活動法人 ONE PIECE の賛助会員という資格を有し、

毎月1口(200円)を30口 (1,2年生)、40口 (3年生)、又は50口 (4,5,6年生) を納入している事。

- 4、学年の進級により口数が増減となる場合には、お申し出がない限り自動更新とします。また社会情勢により定めた申込口数

を変更する場合もございますので予めご了承ください。

- 5、既納の登録費及び年会費は第5条、及び第6条の休・退会の場合も含め理由の如何に関わらず返金は致しません。

※年度中の入会・退会時の年会費につきましては月割り計算表にて算出するものとします。

第4条（傷害保険）

- 1、当クラブへの登録にあたり、登録時に必ずスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- 2、加入手続きは、事務局が行うものとする。
- 3、当クラブの活動中における事故等については、応急処置及び状況に応じた病院への搬送を行う。

なお、スポーツ安全保険における補償をこす場合には、その責を当クラブは負わない。

第5条（休会）

- 1、休会する場合には、休会希望月の1ヶ月前（30日前）までにMFC事務局に電子メール又は連絡システム（PiCRO）を使用し指導員まで連絡する事とし必ず所定の用紙で提出をする事とします。
- 2、休会中は当クラブ登録者1名につき1ヶ月に賛助会費15口を納付する事とします。
- 3、休会期間は最長3カ月（例外を除く）までとし休会期間が満了後、お申し出がない限り自動解除とします。

第6条（退会）

- 1、退会をする場合には、退会希望月の1ヶ月前（30日前）までにMFC事務局に電子メール又は連絡システム（PiCRO）を使用し指導員に連絡する事とし、必ず所定の用紙をMFC事務局に提出をする事とします。

第7条（移籍）※前例がない為、2019年度までの作成を予定しています。

- ~~1、他チームへの移籍の申請を行う際は・・・~~

第8条（再登録）

- 1、再登録をご希望される際は、MFC事務局にご連絡のうえ所定の申請届を提出する事とします。
但し再登録にあたっては登録者の親権者または保護者が、特定非営利活動法人 ONE PIECE の賛助会員であること。
- 2、再登録に費用は発生しませんがスポーツ保険に必ず加入するものとする。
※スポーツ保険加入期間中に再登録される場合には、スポーツ保険の加入の必要はありません。

第9条（活動日程）

- 1、原則として活動日は平日、祝祭日（GW、夏期休暇、SW、年末年始を除く）、公式試合、練習及び交流試合、当クラブが参加するイベント（当クラブが企画する講習等を含む）、を含む基本を月10回以上とし、年度（4月～3月）を通し、最低120回以上の活動を行うものとする。
- 2、活動日程に満たない場合は、振替練習日を設けるものとし、振替練習日に参加できなかった場合の返金等はしない。

第9条（附則）

- 1、親権者及び保護者が賛助会員たる資格を喪失した場合は当クラブの登録者も退会するものとする。
- 2、当クラブは、各学年の登録者8名以上において発足し、常時15名を超える参加の見込みのない場合には、休止又は廃止する場合があります。
- 3、当クラブ運営規約に対する同意書（登録申請書）及び傷害保険の申し込みに係る個人情報、個人情報保護法などの法令及びガイドラインに準じて適切な管理を行い、かつ当クラブの運営についてのみついて利用するものとし、それ以外において利用しない。
- 4、また本規約は社会・地域情勢により予告なく改定する場合がありますことを予めご了承ください。
- 5、この規程は、平成30年4月1日から施行する。

MIRAIO FC